

第8期 令和3年度～令和5年度
白井市高齢者福祉計画
白井市介護保険事業計画

概要版

目を配り、
手をさしのべる
しろいの生き生きプラン
～地域で支える高齢化～



Shiroi City

1 策定の背景

- 白井市では、介護保険制度がスタートした平成12年に「目を配り、手を差しのべるしろいの生き生きプラン」をスローガンとして、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を一体的に策定しました。本計画は、第8期の計画となります。
- 国は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度（2025年度）に向けて、社会保障改革を進め、介護保険事業においては、地域包括ケアシステム※の構築を段階的に進めてきました
- 市では、現在、急速に高齢化が進む過程にあり、前期高齢者に比べ、後期高齢者の増加が顕著となる中で、地域包括支援センター2か所の増設や在宅医療・介護連携事業の推進、認知症防止対策の啓発、楽トレ体操を始めとする介護予防事業などに力を入れ、地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。
- 第8期計画は、「2025年」を迎える最終段階に当たる計画であり、介護ニーズの高い85歳以上人口が最大になることが見込まれる「2040年」を見据えた準備段階へと移ってきています。
- 市の人口は、平成30年から減少に転じた一方、高齢者数は増加を続けており、高齢化率も年々上昇しています。国が基本指針に示す「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」、「在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備」、「日常生活を支援する体制の整備」等は、白井市でも課題となっており、市のみならず、市民・事業者・福祉団体などとともに、一歩ずつ将来を見据えた高齢者支援体制の強化を図っていくものであります。

2 計画の期間

- 計画期間は令和3年度から5年度までの3年間ですが、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、介護ニーズが高まる85歳以上人口が最大となる令和22年（2040年）を見据えて策定しています。

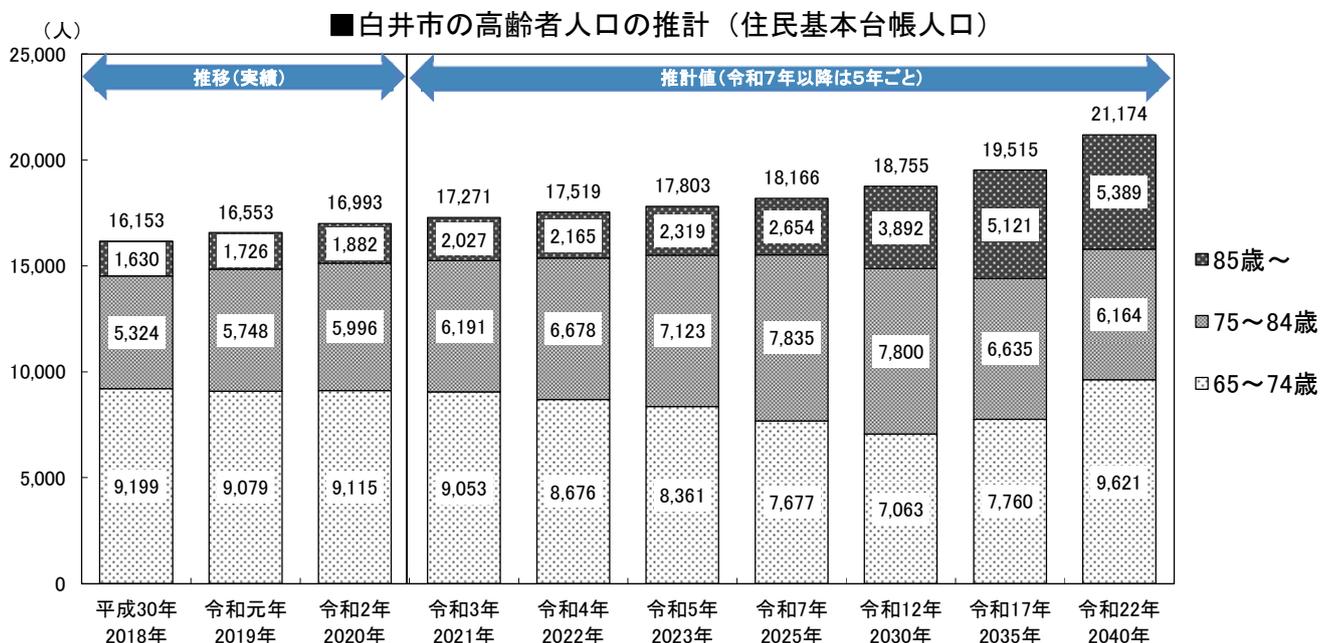
■白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画の計画期間



※地域包括ケアシステム：高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けるための、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的なサービス提供体制。

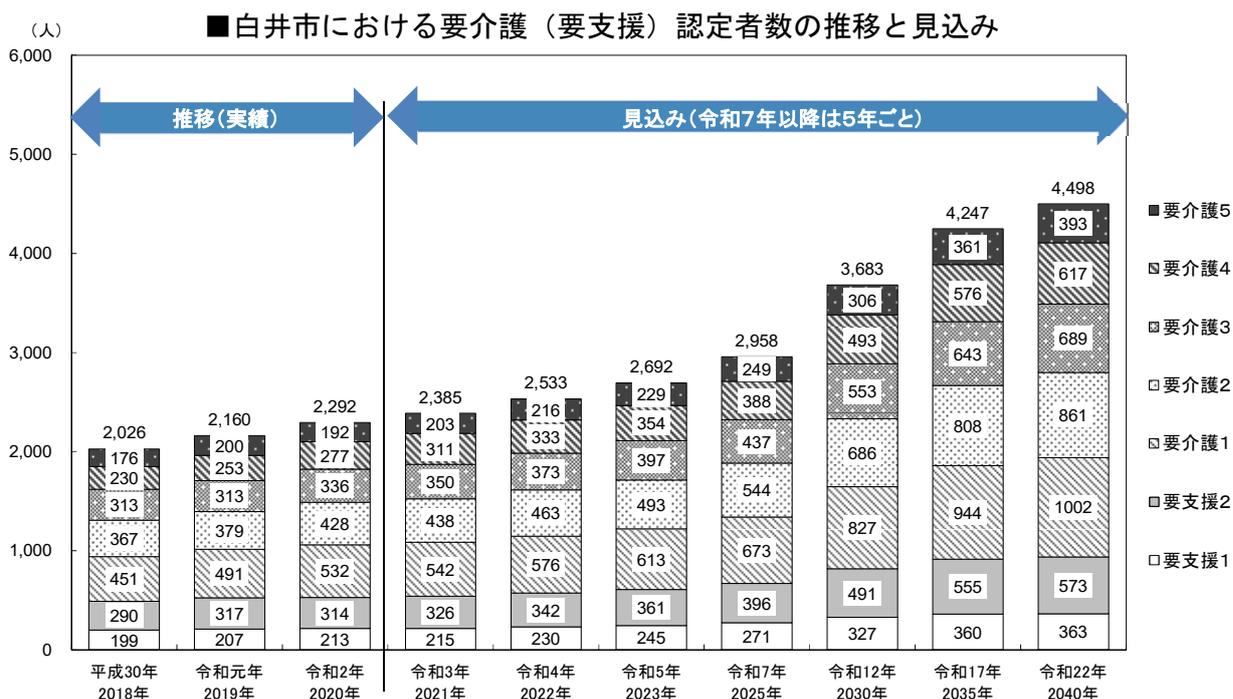
3 今後の高齢者人口と要介護者等の見通し

○市では、平成30年から減少に転じている一方、高齢者人口は増加傾向にあります。特に介護ニーズの高い85歳以上の人口は、令和22年に最大値となる見込みです。



資料：白井市高齢者福祉課

○また、高齢化とともに要介護・要支援認定者が年々増加しており、今後も、現在の性・年齢階級別の認定率のまま推移していくと仮定した場合、要介護認定者数は急速に増加し、令和5年に約2,700人、令和7年は約3,000人、令和22年には約4,500人まで増加すると見込まれます。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

4 第7期の主な取り組み（平成30年度～令和2年度）

○第6期と比較し、第7期において進められた主な取り組みは次のとおりです。

①地域包括ケアシステムの深化・推進

●医療と介護の連携体制の構築

- しろい在宅医療フォーラムの開催
- 在宅医療と介護サービス事業所の情報共有ネットワークの構築の促進
- 市内3病院、医師会と市が協定を締結し、在宅医療患者が緊急時にスムーズに市内医療機関につながる体制の整備
- 多職種連携の研修会の開催
- 「救急医療情報キット」の普及促進

●認知症施策の推進

- 認知症初期集中支援チームの設立
- 白井市認知症ガイドブックの作成
- 本人・家族支援の場づくりのための認知症カフェ・家族介護教室の開催

●地域ケア会議の運営

- 自立支援型地域ケア会議の開催

②自立支援のための介護予防の推進

●介護予防事業の推進

- 「しろい楽トレ体操」の普及

●介護サービス事業者・従事者の支援

- 「就労とボランティアのマッチングイベント」の開催

③生活支援サービスの充実

●ミニデイサービスの設立

- 軽度者向けの通所型サービスの設立

●住民主体の助け合い活動の支援

- 助け合い活動に対する補助制度の設立

④地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

●地域での支え合いの促進

- 「しろい高齢者みまもりネット」、「お元気みまもり事業」の充実

●終活支援の取り組み

- 終活支援講座の開催
- 終活支援ノートを作成・配布

⑤介護保険事業の効果的な運営

●介護サービスの質の確保

- 市内介護サービス事業所に対する実地指導の実施
- 給付適正化事業の実施

5 第8期に求められる取り組み（令和3年度～令和5年度）

○第7期までの取り組みの他に、第8期において求められている主な取り組みは次のとおりです。

①地域包括ケアの推進

●地域包括支援センターの運営強化

◦市直営の担当圏域の運営を委託し、基幹型センターの機能を強化

●在宅医療・介護連携の推進

◦ICT※¹を活用した医療・介護従事者等の情報連携の推進

●認知症施策の推進

◦認知症に関する情報の普及啓発や認知症パートナー※²による活動の推進

●住民主体の助け合い活動の推進

◦助け合い活動を行う住民団体への助成

②介護予防の推進

●介護予防事業の推進

◦サロン・楽トレ体操など住民主体による介護予防の推進

◦介護予防事業と保健事業の連携による一体的な健康づくりの推進

③在宅生活への支援

●外出支援の充実

◦外出支援サービス拡充に向けた検討

●災害・感染症対策

◦新型コロナウイルス感染症に係る市民・介護サービス事業者への支援

④介護保険事業の運営

●介護人材対策

◦介護福祉士実務者研修等の補助の拡充

◦介護人材に関する情報提供

●訪問介護事業所への支援

◦訪問介護事業所に対する経営等の支援

●介護サービス事業所への支援

◦介護サービス事業所等への相談・情報提供

※¹ICT：「Information Communication Technology」情報通信技術。

※²認知症パートナー：認知症の知識を深め、認知症の人や家族の理解者として活動する人。

6 基本理念と基本目標

○第8期計画においても、これまでの考え方を継承し、市民とともに将来に向けて高齢者が住みよい地域づくりを進めていくこととします。

＜計画のスローガン＞ 目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン



＜基本目標＞ 地域で支える高齢化

市民一人ひとりが介護予防に取り組み、高齢になっても、要介護になっても地域での助け合いにより、安心して生き生きとした自分らしい生活が続けられるよう「地域包括ケアシステム」が充実したまちづくりを目指します。

令和22年(2040年)の白井市の高齢者像・地域像

【積極的な介護予防と社会参加】

- 市民は、若い頃から健康づくりに取り組み、高齢期を迎えると日頃からウォーキングや楽トレ体操などの介護予防に積極的に取り組んでいます。
- 高齢になっても自分に合う仕事をしたり、地域の中で趣味やスポーツ活動、地域活動に取り組み、健康と生きがいを維持しながら、生涯現役社会を楽しんでいます。

【地域での支え合い】

- 隣近所、地域の住民同士で、見守りや声かけ、生活上の困りごとを助け合うなど、各自が自分にできることに取り組むことで地域で支え合うまちになっています。
- 地域活動や商店などの創意工夫により、買い物や食事の確保、移動支援、緊急時の支援などが確保され、安心で、出かけるのが楽しいまちです。

【自分らしい生活の継続】

- 医療・リハビリ・介護・生活支援・障害福祉サービスが一体的にマネジメントされ、認知症になっても、終末期を迎えても、自分らしい生活を続けることができます。
- 介護が必要になっても、訪問・通い・短期宿泊等のサービスを利用して在宅生活を続けることができ、介護者も自らの生活と仕事を無理なく続けられます。
- 自宅での生活を基本としながら、心身状況や家族の状況などに応じて高齢者向け住宅、グループホームなどを利用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

【持続可能なまち】

- 介護予防、地域での支え合い、有効なサービス利用、介護給付の適正化等により個人・社会の費用負担が抑えられています。
- 医療・介護・障がい福祉サービスが良好に育まれ、福祉が魅力的な就業の場となるとともに、思いやりあふれる心豊かな社会づくりにつながっています。
- 災害や感染症への体制が確保されており、高齢者が安心して生活しています。

7 第8期計画の基本方針

○目指す将来像の実現に向けて、第8期計画においては、次の4つの基本方針を基に施策を展開していきます。

基本方針Ⅰ 地域包括ケアの推進

- 地域包括支援センターの運営を強化し、市民・市・事業者・地域団体・各専門機関のネットワークを生かしながら、地域包括ケアの推進を図ります。
- 高齢になっても住みやすいまちを築くため、それぞれの市民にとって必要な福祉情報を提供していくとともに、相談しやすい環境づくりを進めることで、生活課題の把握と支援に努めていきます。

基本方針Ⅱ 介護予防と社会参加の推進

- 市民が積極的に日々の介護予防・健康づくり活動に取り組んでいけるよう、知識や実践方法の普及啓発、介護予防や地域交流のための通いの場の充実をはじめ、各種支援を進めていきます。
- 高齢者が要支援状態になっても、住み慣れた地域で充実した生活が送れるよう、自立支援に向けたケア等の推進、日常生活を支えるサービス提供体制の充実を図ります。
- 高齢になっても、仕事や地域活動で活躍し、自らの生きがいと地域の活力を維持していけるよう、様々な参加機会の確保を進めます。

基本方針Ⅲ 在宅生活への支援

- 在宅での生活を続けていくためには、介護給付以外の生活支援サービスも必要であり、外出支援など求められているサービスの検討・提供を進めます。
- 介護保険の認定状況に関わらず、必要な時に必要な支援が受けられるよう、民間の団体や地域住民と連携して、福祉サービスや助け合い活動の充実を進めます。
- 災害や感染症の影響を極力少なくし、継続して安心した生活が続けられるよう緊急時の体制づくりを進めます。

基本方針Ⅳ 介護保険事業の効果的な運営

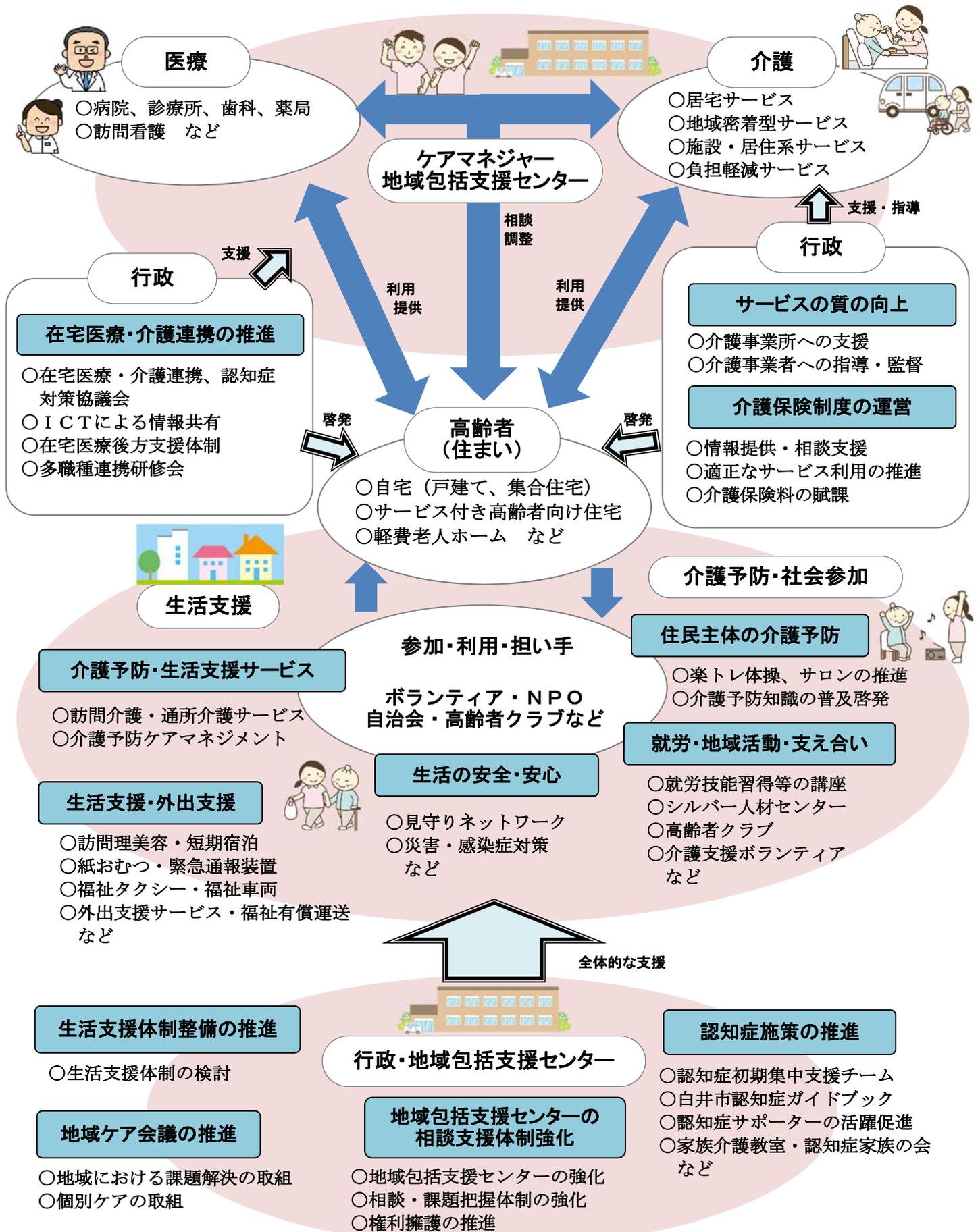
- 保険者として、介護保険サービスの効果的な提供、介護保険会計の健全な運営を進めるとともに、計画の進捗管理など将来に向けて、課題に1つずつ対応していけるよう、介護保険事業の適切な運営に努めます。

8 施策の体系

○目指す将来像の実現に向けて、第8期計画においては、4つの基本方針を基に、以下の施策を進めていきます。

考え方	基本方針	施策	
【基本理念】 地域で支える高齢化 【スローガン】 目を配り、手を差しのげるしるいの生き生きプラン	第1章 地域包括ケアの推進	第1節 地域包括ケアシステムの強化	1 地域包括支援センターの運営強化
			2 在宅医療・介護連携の推進
			3 認知症施策の推進
			4 生活支援体制整備の推進
			5 地域ケア会議の運営
		第2節 相談体制・権利擁護の推進	1 情報提供・相談機能の充実
		2 権利擁護の推進	
	第2章 介護予防と社会参加の推進	第1節 介護予防の推進	1 集いの場づくりの推進
			2 介護予防の普及啓発
			3 介護予防・生活支援サービスの推進
		第2節 高齢者の社会参加	1 就労・地域活動への参加促進
		2 地域での支え合いの促進	
	第3章 在宅生活への支援	第1節 日常生活における支援	1 日常生活の支援
			2 外出の支援
			3 介護に取り組む家族等への支援
		第2節 安全・安心な体制づくり	1 生活の安全・安心の確保
		2 災害・感染症への対策	
	第4章 介護保険事業の効果的な運営	第1節 介護保険サービスの推進	1 居宅サービス
			2 地域密着型サービス
			3 施設・居住系サービス
4 負担軽減サービス			
第2節 適正なサービス利用・提供の推進		1 適正なサービス利用の推進	
		2 介護サービスの質の向上	
第3節 健全な介護保険会計の運営		1 介護保険事業費の見込み	
		2 介護保険の費用負担（財源構成）	
		3 介護保険料の設定	
第4節 持続可能な事業運営に向けて		1 計画の進捗管理と将来に向けた課題の検討	

9 第8期計画における白井市の地域包括ケアシステムのイメージ図



10 第1号被保険者の介護保険料の設定

- 介護保険料は、3年の計画期間に利用すると見込まれるサービス量を計算し、そこから必要な給付費額を算出し、これを65歳以上の第1号被保険者数で割り返すことで、1人当たりの基準額（月額）を算定します。
- 第7期の白井市の介護保険料は、月額4,600円となっており、全国平均5,869円、県平均5,265円から見ても低く設定されていました。これは要介護・要支援認定率が低いことで、介護サービスの利用量が抑えられていることが要因と分析していますが、これも市民一人一人の健康意識の高さやウォーキング・体操など介護予防への取り組みによるものと考えられます。

(1) 第1号被保険者の介護保険料基準額

- 第8期計画における第1号被保険者の介護保険料は、4,600円（基準月額）に設定します。基準額の積算過程は、下表のとおりです。

項目	見込額	備考
① 介護給付費見込額	11,687百万円	介護保険給付に係る費用3年分
② 地域支援事業費	830百万円	地域支援事業に係る費用3年分
③ 第1号被保険者負担金相当額	3,481百万円	第1号被保険者の保険料負担割合 (①+②) × 28% (②の一部は23%)
④ 基金繰入金	400百万円	介護給付費等準備基金からの繰入金
⑤ 繰越金等	28百万円	前年度から繰越される保険料の剰余金など
⑥ 保険料収納予定額	3,053百万円	③ - ④ - ⑤
⑦ 第1号被保険者保険料予定収納率	98%	保険料の収納率
⑧ 所得段階別補正後被保険者数	56,446人	所得区分により換算した3年間の65歳以上人口
⑨ 第1号被保険者保険料年額	55,200円	⑥ × ⑦ ÷ ⑧ 100円未満切捨て ※所得段階に応じた計算 (標準月額 4,600円) をしています。

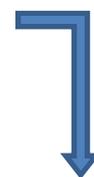
(2) 介護給付費等準備基金の活用

- 市では、介護保険事業の健全な財政運営を図るため、第1号被保険者の介護保険料の剰余金を介護給付費等準備基金として積み立てており、令和2年度末残額は約8億4千万円となる見込みです。
- この基金の運用について、国は「次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方である。」と示しつつも、その運用は保険者に委ねています。これを踏まえ、介護給付費等準備基金については、次期計画での保険料上昇を抑制するために活用することとします。

(3) 国の低所得者保険料軽減対策

○国は、消費税率10%への引上げに伴い、市民税非課税世帯全体を対象に公費負担による介護保険料の軽減の拡充を実施しています。

段 階	第1段階	第2段階	第3段階
軽減される保険料（年額）	-11,040円	-13,800円	-2,760円



(4) 第1号被保険者介護保険料

■第8期の保険料段階と保険料額

段階設定	対象者		保険料率	保険料年額	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者（世帯全員が市民税非課税）		基準額×0.30 (基準額×0.50)	16,560円 (27,600円)	
	世帯全員が 市民税非課税	80万円以下の人			
第2段階		80万円超 120万円以下の人	基準額×0.35 (基準額×0.60)	19,320円 (33,120円)	
第3段階		120万円超の人	基準額×0.60 (基準額×0.65)	33,120円 (35,880円)	
第4段階	本人が 市民税非課税 (世帯に課税 者がいる)	前年の 公的年金等収入と 合計所得金額の 合計が	80万円以下の人	基準額×0.85	46,920円
第5段階			80万円超の人	基準額×1.00	55,200円
第6段階	本人が 市民税課税	前年の 合計所得金額が	120万円未満の人	基準額×1.20	66,240円
第7段階			120万円以上 210万円未満の人	基準額×1.30	71,760円
第8段階			210万円以上 320万円未満の人	基準額×1.50	82,800円
第9段階			320万円以上 400万円未満の人	基準額×1.70	93,840円
第10段階			400万円以上 600万円未満の人	基準額×1.80	99,360円
第11段階			600万円以上 800万円未満の人	基準額×1.90	104,880円
第12段階			800万円以上の人	基準額×2.00	110,400円

※（ ）は公費負担による軽減前の額です。

※基準額は、第5段階の年額55,200円（月額4,600円）です。

※第1段階から第5段階の合計所得金額については、公的年金等に係る雑所得金額を控除して得た額となります。

※土地等の譲渡所得があった場合は、特別控除後の金額となります。

※国の基準所得金額の見直しにより、第7～9段階の所得金額が変更されています。(200→210、300→320)

(5) 将来の第1号被保険者介護保険料の見込み

○サービス利用量は今後も増加し、介護保険料収納必要額も上昇していくことが見込まれます。第9期の介護保険料について、第8期計画の介護保険料算定と同様の試算を行った場合、介護保険料の基準月額は、5千円以上になると予測されます。

集いの場の活動

『集いの場』は、住民が主体的にやりたいことを楽しむ場です。

◆ おしゃべり ◆



お茶を飲み、お菓子を食べながら、楽しく会話をしています。
新しい仲間や情報交換もできます。

◆ 体操 ◆



週に1回、みんなで集まり、楽トレ体操で身体を動かしています。

◆ レクリエーション ◆



実施する時だけでなく、自分達で企画、準備するところから、レクリエーションを楽しんでいます。

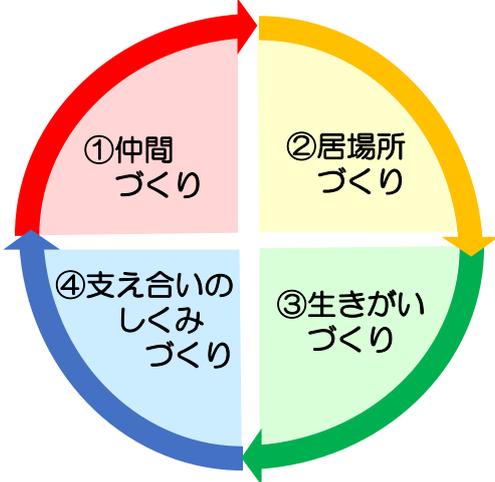
◆ 健康講座 ◆



サロンの中で、保健師が出前講座を実施。楽しく、介護予防を学んでいます。

集いの場の機能

- ①仲間づくり
集いの場に参加することで、地域の人たちと交流ができます。
- ④支え合いのしくみづくり
住民同士のつながりができることで、自然と支え合いの関係ができていきます。



- ②居場所づくり
集いの場は、みんなが参加できる場所。「居場所」があることが安心につながります。
- ③生きがいづくり
集いの場で自分なりの役割を得ることは、「生きがい」につながります。